

写

保健第2722号
平成26年11月13日

さいたま市がん対策推進協議会会長様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市のがん対策の推進について（諮問）

さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例第15条の規定に基づき、下記のことについて貴協議会の意見を求める。

記

1 濟問内容

さいたま市におけるがん対策に関する基本的な計画について

2 濟問理由

がんは国民の死因の第1位であり、生涯のうち約2人に1人ががんにかかると推計されています。

このため、がん対策のより一層の推進を図るために「がん対策基本法」が平成19年4月に施行され、この法律に基づき、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための「がん対策推進基本計画」が平成19年6月に国において策定されました。

本市においても、がんは死因の第1位であるばかりか、今後高齢化が進展し、がんによる死亡者数が増加していくことが推定され、がんは市民の生命及び健康にとって重大な問題と考えております。

現在、本市のがん対策としては、がんの予防及び早期発見を中心とした事業を実施しているところではありますが、平成26年10月1日に、「さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例」が施行され、今後さらに様々な視点によるきめ細かいがん対策を推進していくこととしました。

本市におけるがん対策をより一層推進することで、市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために、現状及び課題並びに今後の方向性を踏まえたがん対策に関する基本的な計画について、貴協議会の意見を求めるものです。